（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新中間財務諸表等規則」という。）の規定は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「中間財務諸表等規則」という。）様式第六号の改正規定（「当期純利益」を「中間純利益」に改める部分に限る。）に係る部分を除き、平成二十七年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、中間財務諸表等規則様式第六号の改正規定（「当期純利益」を「中間純利益」に改める部分を除く。）に係る部分を除き、新中間財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則を適用する場合における当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいう。）については、前項の規定にかかわらず、中間財務諸表等規則様式第六号の改正規定（「当期純利益」を「中間純利益」に改める部分に限る。）に係る部分を除き、第三条の規定による改正前の中間財務諸表等規則の規定を適用して作成するものとする。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定は、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「中間連結財務諸表規則」という。）様式第六号の改正規定（「当期末残高」を「当中間期末残高」に、「営業」を「事業」に改める部分に限る。）に係る部分を除き、平成二十七年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、中間連結財務諸表規則第十条、第十七条の四及び第十七条の六の改正規定については、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用することができる。この場合において、新中間連結財務諸表規則第十七条の六において準用する新連結財務諸表規則第十五条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「非支配株主」とあるのは「少数株主」とし、当該中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新中間連結財務諸表規則第四条の二に規定する比較情報をいう。）については、中間連結財務諸表規則様式第六号の改正規定（「当期末残高」を「当中間期末残高」に、「営業」を「事業」に改める部分に限る。）に係る部分を除き、第四条の規定による改正前の中間連結財務諸表規則の規定を適用して作成するものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、新中間連結財務諸表規則第十七条の四において準用する新連結財務諸表規則第十五条の十二第四項の規定については、平成二十七年四月一日以後に開始する中間連結会計期間において行われる企業結合（新中間連結財務諸表規則第二条第二十号に規定する企業結合をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日以後に開始する中間連結会計期間の開始の日の前日までに行われる企業結合については、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する中間連結会計期間の開始の日から平成二十七年四月一日以後に開始する中間連結会計期間の開始の日の前日までに企業結合が行われる場合には、新中間連結財務諸表規則第十七条の四において準用する新連結財務諸表規則第十五条の十二第四項の規定を当該企業結合について適用することができる。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間（以下この項において「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合における当該四半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比較情報をいう。）については、前項の規定にかかわらず、第五条の規定による改正前の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定を適用して作成するものとする。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「新四半期連結財務諸表規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この条において「四半期連結累計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「四半期連結財務諸表規則」という。）第二十条及び第二十二条第三号の改正規定については、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用することができる。この場合において、当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報（新四半期連結財務諸表規則第五条の三に規定する比較情報をいう。）については、第六条の規定による改正前の四半期連結財務諸表規則の規定を適用して作成するものとする。

○内閣府令第二十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号目次記載上の注意6中「以下(3)6」を「以下6」に改める。

別紙様式第一号第1の6を次のように改める。